



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 公安委員会規則

- \*3 和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例の施行に関する和歌山県公安委員会規則 ..... 2

### ○ 告示

- 452 外来生物の防除 (環境生活総務課) ..... 14  
 453 " ( " ) ..... 14  
 \*454 公衆浴場入浴料金の指定 (食品・生活衛生課) ..... 15  
 455 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) ..... 15  
 456 " ( " ) ..... 16  
 457 " ( " ) ..... 16  
 458 " ( " ) ..... 16  
 459 " ( " ) ..... 16  
 460 指定自立支援医療機関の変更 ( " ) ..... 17  
 461 " ( " ) ..... 17  
 462 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) ..... 17  
 463 大規模小売店舗の変更の届出 ( " ) ..... 18  
 464 " ( " ) ..... 19  
 465 " ( " ) ..... 20  
 466 " ( " ) ..... 21  
 467 " ( " ) ..... 21  
 468 " ( " ) ..... 22  
 469 " ( " ) ..... 23  
 470 " ( " ) ..... 24  
 471 " ( " ) ..... 25  
 472 " ( " ) ..... 25  
 473 " ( " ) ..... 26  
 474 " ( " ) ..... 27  
 475 " ( " ) ..... 28  
 476 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要 ( " ) ..... 29  
 477 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課) ..... 29  
 478 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 29  
 479 道路の供用開始 ( " ) ..... 30  
 480 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ..... 30
- ### ○ 監査公表
- 監査公表第4号 ..... 31  
 監査公表第5号 ..... 31

## 公安委員会規則

## 告 示

## 和歌山県告示第452号

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成31年和歌山県条例第12号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、外来生物の防除に関し、次のように公示する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 防除の対象となる外来生物の種類（種名）

アフリカツメガエル（学名 *Xenopus laevis*）（以下単に「アフリカツメガエル」という。）

## 2 防除を行う区域

田辺市新庄町の一部

（区域を表示した図面は省略し、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室に備え置いて縦覧に供する。）

## 3 防除を行う期間 令和元年9月13日から令和11年3月31日まで

## 4 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るため、アフリカツメガエルの野外における生息状況の監視に努め、生息が確認された場合には可能な限り予防的な防除を実施する。

また、被害が確認された場合には、被害の状況に応じて完全排除や影響の低減を図ること等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

## 5 防除の内容

## (1) 調査

アフリカツメガエルの生息状況及び被害状況について、情報の収集、整理及び分析を行う。

## (2) 捕獲

地域の状況に応じ、わな等の捕獲用具を効果的に用いて捕獲を実施する。

## (3) モニタリング

防除の進捗状況を点検するために、生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、その結果を防除の実施に適切に反映させる。

## 6 その他防除に関し必要な事項

## (1) 防除手法等の技術の開発

効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及を行う。

## (2) 普及啓発の推進

防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発を行う。

## 和歌山県告示第453号

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成31年和歌山県条例第12号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、外来生物の防除に関し、次のように公示する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 防除の対象となる外来生物の種類（種名）

ジギタリス（学名 *Digitalis purpurea*）（以下単に「ジギタリス」という。）

## 2 防除を行う区域

田辺市龍神村龍神の一部

（区域を表示した図面は省略し、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室に備え置いて縦覧に供する。）

3 防除を行う期間 令和元年9月13日から令和11年3月31日まで

4 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るため、ジギタリスが既にまん延している場合には、被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、ジギタリスが今後被害を及ぼすおそれがある場合には、その監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施する。

5 防除の内容

(1) 調査

ジギタリスの生育状況及び被害状況について、情報の収集、整理及び分析を行う。

(2) 採取等

地域の状況に応じ、効果的な手法で採取等（採取し、又は枯死させることをいう。）を実施する。

(3) モニタリング

防除の進捗状況を点検するために、生育状況及び被害状況を適切にモニタリングし、その結果を防除の実施に適切に反映させる。

6 その他防除に関し必要な事項

(1) 防除手法等の技術の開発

効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及を行う。

(2) 普及啓発の推進

防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発を行う。

**和歌山県告示第454号**

物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和元年10月1日から施行する。

平成20年和歌山県告示第1603号（公衆浴場入浴料金の指定）は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

区 分	大 人 (12歳以上)	中 人 (6歳以上12歳未満)	小 人 (6歳未満)
料 金	440円	150円	80円

備考 公衆浴場衛生基準等に関する条例（昭和23年和歌山県条例第41号）第1条の2に規定するその他の公衆浴場については、この統制額を適用しない。

**和歌山県告示第455号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日